

# 豊島区子ども・若者総合計画(令和2年～6年度)

## 令和6年度実施状況調査【重点事業】

### 目標Ⅰ 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

- (1) 子どもの権利に関する理解促進……………1
- (2) 子どもの意見表明・参加促進……………4
- (3) 子どもの居場所・活動の充実……………6
- (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済……………14

### 目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

- (1) 子どもや家庭への医療・健康支援……………19
- (2) 子育て家庭への支援……………22

### 目標Ⅲ 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

- (1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実……………28
- (2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備……………30
- (3) 子ども・若者支援に関わる人への支援……………33

### 目標Ⅳ 若者の自立と社会参加を支援する

- (1) 若者の自立支援……………37
- (2) 若者の参加支援……………38

### 目標Ⅴ それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

- (1) 状況に応じた支援……………39
- (2) 相談体制の充実と情報発信……………48

### 目標Ⅵ 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

- (1) 地域の力の活用……………50
- (2) 安全・安心な社会環境の整備……………52
- (3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり……………53

○実績値について  
【 】は目標値  
( )は達成率を表しています

# 目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」

(1) 子ども権利に関する理解促進

## ①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。
内容	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

### 重点事業 1

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)					
		「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。				
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施	リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等)	学習用パンフレットの作成	周知用パンフレットの作成をする。	周知用パンフレット等の修正・配付	周知用パンフレット等の修正・配付	周知用パンフレット等を通じた普及啓発、子どもの権利に関するPR動画の制作	
	目標値の性質	—							
		事業目標に資する 令和2年度の取組内容(I)		主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
		既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配付するとともに、新たに小学校4～6年生向けの学習パンフレットを作成した。		B	令和3年度以降は子どもの権利条例周知用パンフレットの内容を改訂する予定ほか、新たな普及啓発のツールについて検討する。				
		事業目標に資する 令和3年度の取組内容(I)		主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
		既存のリーフレット2種類を区立小中学校にて配付するとともに、新たに代々木アニメーション学院と提携し、周知用パンフレットを作成した。		A	令和4年度以降は新しく改訂した周知用パンフレットを区内の小中学生に配布した後、新たな普及啓発ツールを作成する。				
		事業目標に資する 令和4年度の取組内容(I)		主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)				
		既存のパンフレット等について、連絡先一覧の全体的な見直しを行った。また、周知用パンフレット(一般用)及び周知カード(中学生用)を小中学校にて引き続き配付した。その他、周知用パンフレット(マンガ版)及び学習用パンフレットを区立小中学校のタブレットに電子データを掲載し、子どもがいつでも簡単に見られるよう改善を図った。		B	豊島区子どもの権利に関する条例を踏まえ、令和5年度に新たに「としま子どもの権利相談室」を設置することから、それを踏まえ既存のパンフレット等の内容を更新する。周知用パンフレット(マンガ版)及び学習用パンフレットを区立小中学校のタブレットに電子データを掲載し、子どもがいつでも簡単に見られるよう改善を図る。				
	事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)		主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)					
	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更するとともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。		B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。					
	事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)		主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)					
	区立小・中学校へのパンフレットやリーフレットの配付だけでなく、区内の私立学校に通う児童・生徒に対しても子どもの権利の大切さが普及するよう、私立学校に対して広報物の配布に関する働きかけを実施しました。		A	子どもの権利に関するパンフレットなどに加え、子どもの権利に関するPR動画などを効果的に活用することで、子どもから大人まで幅広い世代に向けて、子どもが持つ権利の大切さについて発信していきます。					
		見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)						
	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要								

## 目標Ⅰ「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」

(1)子ども権利に関する理解促進

### ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。
内容	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

### 重点事業 3

事業の概要	事業名(A)		担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
		「子どもの権利」に関する研修・講座の実施		子ども若者課 指導課	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①職員研修実施回数	①2回	①5回	①1回【5回】(20%)	①4回【5回】(80%)	子ども若者課 ①3回【5回】(60%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	
	②出前講座実施回数	②3回	②10回	②0回【5回】(0%)	②1回【5回】(20%)	②2回【5回】(20%)	②3回【5回】(60%)	②2回【10回】(20%)	
	③区民講演会実施回数	③1回	③2回	③0回【2回】(0%)	③0回【2回】(0%)	③0回【2回】(0%)	③1回【2回】(50%)	③3回【2回】(150%)	
	目標値の性質(Z)		①③は数値維持継続型 ②数値上昇型						
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
	職員研修は小規模で開催、その他は新型コロナウイルスにより、一堂に人数を集めることを避けるため、実施せず。			C	令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。				
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
	子ども若者課 出前講座は、人権教育推進校巣鴨小学校にて講座を行った。また、ファミリーサポートセンターで援助会員に向けても講座を行った。 指導課 「豊島区子どもの権利条例」に関する内容を取り入れた研修を実施した。			C	子ども若者課 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、オンラインでの開催を視野に入れた上で、まずは策定時の水準に戻し、状況を勘案して、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。				
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)				
	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe-ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を実施し指導する教員の人権意識を高めた。			C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。				

目標管理	事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)	主管 課評 価	令和6年度以降の取組の方向性(K)
	<p>子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたe-ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。</p> <p>②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。</p> <p>指導課 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。</p>	B	<p>子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、区民への子どもの権利に関する理解促進を図るために、出前講座を実施する。</p> <p>指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置づける。教員研修は継続して実施する。</p>
	事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)	主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)
	<p>子ども若者課 ①-i 子どもにかかわる施設職員対象に子どもの権利をテーマにした豊島区子ども研修を3回実施しています。「子どもの権利についてI・II」「あそびの中に権利あり」(人材育成G) ①-ii 区職員を対象として、子どもの権利について学ぶ特別研修、ならびにe-ラーニングを実施しました。(権利擁護G)</p> <p>②ファミリーサポートセンター援助会員養成講座、区内で活動する団体や個人に対して講座を行うとしま出前講座において子どもの権利に関する講座を実施しました。(権利擁護G)</p> <p>③-i 子ども研修のうち「子どもの権利についてI」を区民参加の公開講座として実施しています。(人材育成G) ③-ii 地域で子どもに関わる機会の多い団体などに対して、子どもの権利を保障するために大人が果たす役割について理解を深めるための講座を2回実施しました。(権利擁護G)</p> <p>指導課 人権教育研修はもちろん、年次研修や生活指導主任研修においても「子どもの権利」を話題にし、教員の人権意識を高めました。</p>	B	<p>子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深めるための機会を引き続き創出することで、地域が一体となって子どもの権利を保障する気運を高めていきます。</p> <p>指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」に基づいた教育の推進を位置付ける。教員研修は継続して実施します。</p>
目標値見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)		
<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要			

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(2) 子どもの意見表明・参加の促進

① 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。
内容	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

**重点事業 6**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
		としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①参加者数	①実施に向けて検討中	①30人	①14人【20人】(13.3%)	①16人【15人】(53.3%)	①18人【20人】(60%)	①17人【30人】(56.7%)	①25人【30人】(83.3%)
	②提案採択数	②実施に向けて検討中	②1件	②0件【1件】(0%)	②0件【1件】(0%)	②0件【1件】(0%)	②2件【1件】(200%)	②5件【1件】(500%)
	目標値の性質(Z)		①数値上昇型 ②数値維持継続型					
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)			
	7月～11月にかけて全6回会議を実施し、12月に意見発表会を開催した。会議は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためWeb会議形式で実施した。			C	子ども会議の参加者数向上のために、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付し事業の広報・周知及び参加者数の向上に努める。また、子どもたちの意見や想いを区の施策に繋げられるよう、会議の初回に基本計画担当者から区の施策や取組についての講演を実施する。			
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)			
	会議6回、意見発表会1回を開催した。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施した。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論を深めることができた。			B	区立小中学校、区内高等学校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付し、事業の広報・周知に努めるとともに、定員の拡大を図る。引き続き、関係部署の職員をファシリテーターに迎え、活発な話し合いができるようにアシストしていく。			
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)			
会議6回、意見発表会1回を開催しました。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施しました。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論を深めることができました。			B	計画などの改定時期などで、子どもの意見を施策に反映したい各課からテーマを募集し、事前にテーマを定めます。募集段階でテーマを公表した上で参加者を募ることにより、子どもたちの意見を施策に反映しやすくなります。職員ファシリテーターはテーマを応募した部署の職員が参加し、子どもたちの声を直接聞く機会になります。				
事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)			主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)				
事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。			A	昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもの意見を反映しやすくするため、6年度は第1回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の困りごとを理解したうえで検討したいテーマを決めます。夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。				

目標管理	事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)		主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)
	<p>事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。 会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。 また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。</p>		A	<p>昨年同様各子どもの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。また、夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。 7年度は、新たな試みとして、子どもの成長度合いに合わせ、円滑に議論を行いやすいよう中高生と小学生を別のグループに分けます。</p>
	目標値見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)	
<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要				

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(3) 子どもの居場所・活動の充実

①子どもの居場所の充実

目標	子どもの居場所を充実します。
内容	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

**重点事業11**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
		①中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①登録者数	①1,980人	①2,200人	①1,649人【1,800人】(82.5%)	①1,893人【1,900人】(94.7%)	①1,952人【1,900人】(98%)	①2,037人【2,000人】(102%)	①2,654人【2,000人】(133%)
	②延べ利用者数	②26,896人	②32,000人	②18,762人【32,000人】(62.5%)	②24,854人【26,000人】(82.8%)	②27,457人【21,000人】(92%)	②25,040人【21,000人】(100%)	②36,691人【30,000人】(122%)
	目標値の性質(Z)		①数値上昇型 ②数値維持継続型					
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)			
	約2カ月の休館を経てSNS配信の充実及び中高生の自主的な活動を支え映像制作やイベントを実施。また問題を抱える利用者増加に伴い、日々のコミュニケーションから心身が傷ついた中高生を早期発見し、関係機関との連携により対応している。			B	子どもの居場所・活動の充実			
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)			
	コロナ禍だからこそリアルな居場所の必要性を感じ感染症対策を講じながら運営した。日常的な関わりから困難な状況にある中高生の早期発見を目指し、関係機関と連携・対応した。			B	引き続き子どもの居場所・活動の充実を図る。			
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)			
コロナ禍から徐々に日常を取り戻しつつある状況の中、感染症対策を講じながら中高生の日常を取り戻す企画事業を展開しました。一方で、生きづらさを抱えた中高生が増加傾向にあり、何等かの事情で学校へ行くことが出来ない中高生の居場所としてのニーズの高まりに対し検討を開始しました。			B	午前中の施設活用として、中学校等と連携し、学校へ行くことが出来ない中高生の居場所事業の展開を具体化していきます。				
事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)			主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)				
午前中事業の周知チラシを作成し、学校や関係機関に事業説明及び配布を依頼しました。			B	午前中事業について、学校へ行くことができない中高生及び通信高校等の利用の増加をめざし、居場所事業を具現化及び充実させていきます。				
事業目標に資する令和6年度の取組内容(I)			主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)				
午前中事業の内容を具体的に紹介できるように、パンフレットを作成しました。区立中学校及び通信高校へも配布を依頼し、学校へ行くことができない中高生だけでなく通信高校の空き時間の利用を目指しました。			A	・中高生の不登校対策を含めた午前中利用の増加を目指し、事業内容をより具現化及び充実させていきます。 ・中高生が意見表明できる機会を増やし、日常の運営に反映及び中高生自主企画行事等を実施し、中高生の居場所を充実させていきます。				
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)				
<input checked="" type="checkbox"/> 必要		①2,000人 ②30,000人		ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため				
<input type="checkbox"/> 不要								

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(3) 子どもの居場所・活動の充実

① 子どもの居場所の充実

目標	子どもの居場所を充実します。
内容	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

**重点事業 12**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
	子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。				
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	延べ利用者数	535,760人	540,000人	302,177人 内訳 学童クラブ(301,787人) 一般利用(390人) 【540,000人】(56%)	415,653人 内訳 学童クラブ(412,258人) 一般利用(3,395人) 【540,000人】(77%)	526,031人 内訳 学童クラブ(469,620人) 一般利用(56,411人) 【540,000人】(97%)	589,811人 内訳 学童クラブ(458,567人) 一般利用(131,244人) 【540,000人】(109%)	606,632人 内訳 学童クラブ(448,328人) 一般利用(158,304人) 【540,000人】(112.3%)
	目標値の性質(Z)		数値維持継続型					
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)			
	感染症対策のため、子どもスキップ一般利用については休止した。8月に「スキップの日」として各施設週2回程度、一般利用者を受け入れた。(実績外となるが、No.16校庭開放は通年実施。)			C	引続き感染症対策を講じつつ、段階的に一般利用を再開していく。			
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)			
	感染症対策を徹底し、子どもスキップ一般利用「スキップの日」実施回数を増加させ、一般利用者を受け入れた。(実績外となるが、No.16校庭開放は通年実施した。)			B	引続き感染症対策を講じつつ、全面再開に向けて段階的に一般利用を拡大していく。			
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)			
	感染症対策を講じながら、「スキップの日」として学年や人数を制限して一般利用を実施しました。令和4年9月より、全学年を対象に一度帰宅してからの一般利用を再開、さらに令和5年1月より1～3年生の直接利用を再開し、全面再開に向けて、一般利用を拡大しました。			B	一般利用を全面再開し、放課後の安全な居場所の確保に努めます。			
事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)			主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)				
令和5年5月8日から一般利用を全面再開するとともに、一般利用の限定的実施中の代替措置であった学童クラブの臨時入会を廃止し、子どもスキップの受入態勢をコロナ前の状態に戻しました。			A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員確保するとともに施設整備を行っていきます。				
事業目標に資する令和6年度の取組内容(I)			主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)				
増加し続ける子どもスキップの利用者に対応するため、小学校と交渉し、スペースを確保するとともに、積極的かつ新たなアプローチに取り組んだ結果、職員の欠員を解消することができました。			A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員確保するとともに施設整備を行っていきます。				
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)				
<input type="checkbox"/> 必要								
<input checked="" type="checkbox"/> 不要								

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(3) 子どもの居場所・活動の充実

②屋外遊び場の充実

目標	子どもの遊び場の充実を図ります。
内容	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

**重点事業 15**

事業の概要	事業名(A)		担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
		プレーパーク事業		子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①参加者数	①31,002人	①35,000人	①30,208人 【32,200人】 (86.3%)	①31,901人 【30,500人】 (91.1%)	①34,785人 【32,000人】 (99.4%)	①28,707人 【32,000人】 (82.0%)	①26,230人 【35,000人】 (75%)	
	②出張プレーパーク開催数	②13回	②20回	②10回 【10回】 (50%)	②8回 【10回】 (40%)	②9回 【10回】 (45%)	②9回 【10回】 (45%)	②6回 【20回】 (30%)	
	目標値の性質(Z)		①②とも数値上昇型						
	事業目標に資する 令和2年度の取組内容(I)				主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)			
	池袋本町プレーパークは、緊急事態宣言の影響で4月中旬と5月が実施できなかったが、屋外で子どもが自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。出張プレーパークは保育園・スキップに限定し各施設8回及び2回、計10回実施した。				B	感染対策を行いながら、引き続き、子どもたちの自由な発想で安心して遊べる場所を提供する。外遊びが体験できる機会を増やせるよう出張プレーパークを実施する。			
	事業目標に資する 令和3年度の取組内容(I)				主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)			
	池袋本町プレーパークは4/25から5/31まで緊急事態宣言の影響で実施しなかったが、年間を通じ屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供した。身近な地域で冒険遊び体験が出来る出張プレーパークを実施しているが、2年度に引き続き保育園、スキップに限定し8回実施した。				B	常設の池袋本町プレーパークでは年間を通じ、屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供する。身近な地域で冒険遊びを体験できるよう出張プレーパークを保育園、スキップ限定から範囲を広げて開催する。			
	事業目標に資する 令和4年度の取組内容(I)				主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)			
年間を通じ池袋本町プレーパークを実施し、屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供しました。地域で実施する出張プレーパークはコロナ禍のため保育園での実施を主に行い、感染状況を考慮しながら公園等で実施し、多くの子どもたちに外遊びの体験の場を提供しました。				A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは公園での実施を主とし、近隣の複数の保育園などが利用できるようにし、区民ひろばでも実施します。				
事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)				主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)				
池袋本町プレーパークを年間通じ実施しましたが、5年度は夏季期間の熱中症警戒アラートの発表や、強風などの荒天時などからプレーパークを閉める時間が多くあり、利用者数が前年を下回りました。出張プレーパークでは保育園、区民ひろばに加え公園でも実施し近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらえました。				A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所を実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。				

事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)		主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)
目標管理	池袋本町プレーパークを年間通じ実施しましたが、6年度も夏季期間の熱中症警戒アラートの発表などからプレーパークを閉める時間が多くあり、利用者数が前年を下回りました。出張プレーパークでは区内の公園の実施回数を増やし、近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらえました。	B	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所を実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにし、これまで実施したことのない地域での開催を検討します。
	目標値見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)
<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要			

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(3) 子どもの居場所・活動の充実

①活動・体験機会の充実

目標	子どもの体験機会の充実を図ります。
内容	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

**重点事業 19**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
	子どものための文化体験事業 (計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。				
	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標管理	①演劇公演実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①視聴人数 6,077人 【入場者数 2,000人】	①0回、0人 ※新型コロナまん延防止のため中止 【入場者数2,000人】(0% ※人数で算出)	①事業見直しのためプログラム廃止	①事業見直しのためプログラム廃止	①文化事業課所管、演劇公演については、R4をもって事業廃止。
	②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数	②7回、587人		②3回 128人 【参加者数 640人】	②8回 491人 【参加人数340人】(83% ※人数で算出)	②8回 参加者数432人 【340人】(127%)	②9回 参加者数 562人 【340人】(95%)	②12回 参加者数 648人 【587人】(110%)
	③ワークショップ実施回数、延べ参加者数	③1回、24人		③1回 視聴人数35人 【参加人数 30名】	③5回、延べ98人 【参加人数延べ125人】(408% ※人数で算出)	③2回 参加者数30人 【30人】(100%)	③2回 参加者数40人 【30人】(83%)	③2回 参加者数47人 【48人】(97%)
	④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数	④22園、450人		④20園 549人 【参加者数 延べ500人】	④20園、574人 【参加人数 延べ500人】(127% ※人数で算出)	④20園、434人 【参加数 延べ500人】(86%)	④20園、515人 【参加数 延べ500人】(114%)	④保育課所管、保育園ワークショップについては、R5をもって事業廃止。
	⑤ぞうしやこどもステーション実施回数、延べ参加者数	⑤54回、1,931人		⑤26回 623人 ※一部オンライン 【延べ参加人数 2,000人】	⑤37回、延べ540人 ※一部オンライン 【延べ参加人数 2,000人】(27% ※人数で算出)	⑤41回 参加者数849人 【1,000人】(85%)	⑤41回 参加者数1,168人 【1,000人】(60%)	⑤56回 参加者数1,530人 【1,931人】(79%)
目標値の性質(Z)		①～⑤まで数値維持継続型						
事業目標に資する 令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
NPO法人と協働し、未就学児向けの保育園ワークショップや夏休み期間に気軽にアートに触れ合うイベントを開催した。コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたほか、オンライン配信などを行い、コロナ禍でもできる限り子どもたちがアートに触れ合う機会を提供した。			B	引き続き左記の取組を通して、子どもたちにアート体験を提供する。またコロナをきっかけに始めたオンライン配信などでは、これまで参加できなかった子どもたちや保護者にも事業に参加するきっかけを提供できたため、引き続き、効果的だった部分は継続していきたい。				
事業目標に資する 令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
子ども事業においては、子どもの感染状況が拡大する懸念もあり、延期・中止となった事業も多くみられた。しかし、早い段階でオンライン配信に切り替えたり、広いスペースを確保するなど、安心して参加しやすい環境を作り出した。また、保育園ワークショップでは、コロナの影響により何度か延期になったが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができた。			B	引き続き左記の取組を通して、子どもたちにアート体験を提供する。保育園ワークショップについては、実施園が偏ることのないよう、選考の際に配慮する。				

目標管理	事業目標に資する 令和4年度の取組内容(1)		主管 課評 価	令和5年度以降の取組の方向性(K)
	<p>①～③、⑤の鑑賞・参加型プログラムについては、コロナ状況でありながらもアーティストのマスクに装飾をするなどの演出をしました。また、感染対策を徹底する一方で、段階的に参加人数を増やし、多くの子どもとその家族にアート体験の場を提供しました。また、④の保育園ワークショップでは、コロナの影響により何度か延期になったり参加人数が減ったりしましたが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができました。</p>		B	<p>①～③、⑤では、鑑賞・観劇の機会を提供するだけでなく、プロのアーティストによる音楽・ダンス・造形などのワークショップを通じて子どもたちの個性と多様性を尊重するプログラムを引き続き実施していきます。また、④保育園ワークショップについては、実施園が偏ることのないよう、選考の際に配慮いたします。</p>
	事業目標に資する 令和5年度の取組内容(1)		主管 課評 価	令和6年度以降の取組の方向性(K)
	<p>①～③においては、区内各所でアートに気軽に出会える場を提供しました。また、マスク着用の緩和により、アーティストや俳優たちの表情から、言葉だけに頼らない作品や表現に触れることで、学校や日常では体験できない豊かな感受性を育む機会を与えることができました。</p> <p>④においては、区内保育園20園で身体表現と音楽のワークショップを実施しました。ワークショップでは普段の保育では見られない子どもたちの様々な表情が見られ、保育士にとっても表現の楽しさを伝える術を学べるなど、今後の保育の参考となる場を提供することができました。</p> <p>⑤においては、コロナの感染対策の緩和により、ワークショップの定員を増やし、多くの子どもとその家族にアートに親しむ機会を提供しました。また、アーティストや、参加者同士の交流機会となり、新しい出会いおよびアート体験を共有する楽しさを知るきっかけになりました。</p>		B	<p>①～③、⑤については、区内に住む、一人でも多くの子どもたちとその家族が、アートに触れる機会を提供するために、令和5年度よりも、実施日数、回数を増やしていきます。</p> <p>①～③については、ウェブサイトの日英対応など外国ルーツの子どもたちにも参加しやすいようにアクセシビリティを整えていきます。</p> <p>④については、限られた園数の中でもできるだけ多くの保育園にワークショップを提供できるよう、実施園が偏ることがないように選考の際に配慮します。</p> <p>⑤については、令和5年度よりも、新しいプログラムを4つ増やし、広範囲の強化をすることで、新規の参加者層にアプローチしていきます。</p>
事業目標に資する 令和6年度の取組内容(1)		主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)	
<p>②、③の事業では、夏休み期間に区内で本物の文化を体験する機会を創出しています。鑑賞教室では、校庭など外で遊べない時間に、子どもスキップと区民ひろばを会場に、未就学児から小学生を対象に劇場ではない場所で、演劇公演を展開しました。児童文学など身近なテーマを通じて、作品を鑑賞することで、子どもたちにとってかけがえのない時間を設けることができました。</p> <p>また③では、パントマイマーによる、親子向けプログラムを行いました。言葉に頼らない親子のコミュニケーションを図ることで、外国籍や障害をもった子を含む誰もが楽しめるプログラムを展開することができました。</p> <p>⑤では未就学を対象に親子でアーティストとふれあうプログラムを1年を通じて行っています。今年は予算増により事業数を増やし、昨年よりも多くの方に参加する機会を提供することができました。事業後は、アーティストや参加者が交流する時間を設けることで、文化を通じて日常の親御さんの悩みなどを聞く場にもなりました。</p>		B	事業見直しにより、事業を廃止する。	
目標値見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)		
<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要				

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
 (3) 子どもの居場所・活動の充実

④ 学習支援の充実

目標	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

**重点事業 24**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
		コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	① 学習会実施回数	① 61回	① 65回	① 6回 【64回】 (9.2%)	① 14回 【64回】 (22%)	① 23回 【64回】 (35%)	① 22回 【64回】 (34%)	① 25回 【65回】 (38%)
	② 子どもの延べ参加者数	② 1,112人	② 1,400人	② 58人 【1,370人】 (4.1%)	② 61人 【1,377人】 (4%)	② 190人 【1,384人】 (14%)	② 305人 【1,391人】 (22%)	② 315人 【1,400人】 (23%)
	目標値の性質(Z)		①②とも数値上昇型					
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)			
	新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会の大半が開催中止となった。学習会等の実施はできなかったものの、支援が途切れることがないよう、代わりとして、一部の学習会において、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。			B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていく。			
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)			
	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となった。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、オンライン学習会を開催したり、月に1回お便りを発行し、返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた。			B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難である。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていく。			
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)			
新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となりました。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、対面開催以外に、年7回お便りを発行し、内容によって返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。また、学習会の場や返信ハガキで寄せられた子どもたちの意見や要望は、積極的に学習会の企画内容に取り入れています。			B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難です。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていきます。				

目標管理	事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)		主管 課評 価	令和6年度以降の取組の方向性(K)
	新型コロナウイルス感染症が収束した為、以前のように対面学習の子ども参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。		C	新型コロナウイルス感染症が収束したので、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やしていけるように努めていきます。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないで行けるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
	事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)		主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)
	コミュニティソーシャルワーカーが中心に活動するのではなく、地域住民が主体となって学習支援活動を実施していく仕組みに移行していくことを踏まえ、昨年度と同数の学習支援活動を実施しました。		C	コミュニティソーシャルワーカーが実施する学習支援活動については、としま子ども学習支援ネットワーク(とこネット)へ引き続き参画し、支援を必要とする子どもをつなげていきます。また、地域のニーズや同地域で行われている他団体の活動状況などを確認し、地域団体に移行できる場合は、随時移行していくとともに、活動団体に対し、必要に応じて学習支援活動の運営をサポートしていきます。
目標値見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)		
<input checked="" type="checkbox"/> 必要				
<input checked="" type="checkbox"/> 不要				

**目標Ⅰ 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
 (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

**重点事業 29**

事業の概要	事業名(A)		担当課(B)		事業目標(C)		事業内容(D)				
	子ども虐待防止ネットワーク		子ども家庭支援センター		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。		① 児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ② 児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③ マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。				
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)		年度別実績及び達成度(H)						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	①虐待防止ネットワーク研修開催数	①2回	①一 【2回(毎年度回数を維持)】		①1回 【2回】 (50%)	①1回 【2回】 (50%)	①2回 【2回】 (100%)	①2回 【2回】 (100%)	①2回 【2回】 (100%)		
	②出張講座開催数	②15回	②40回 【30回】		②30回 【20回】 (75%)	②44回 【40回】 (110%)	②44回 【40回】 (110%)	②43回 【40回】 (108%)	②38回 【40回】 (95%)		
	目標値の性質(Z)		①数値維持継続型		②数値上昇型						
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)				主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)					
	コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に関しては、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。				B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。					
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)				主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)					
	①ネットワ研修をZOOMで行うことにより、1回目は実施した。2回目はコロナが急増した時期と重なり実施できなかった。 ②前年度に引き続き、関係機関職員向け事例等を用いた児童虐待防止勉強会を密にならない環境で実施した。				B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についても追加していく。					
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)				主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)					
	国の重点支援である「ヤングケアラー」の研修・豊島区児童相談所開設に際し「豊島区児童相談所の概要・区児童相談所開設後の子ども家庭支援センターの役割」について研修を開催した。出張講座はコロナ禍も継続して開催した。				A	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。区民向けや子ども向けの講座も検討する。ヤングケアラーの周知についても継続する。					
	事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)				主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)					
	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施した。				A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。					
	事業目標に資する令和6年度の取組内容(I)				主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)					
	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応を図りました。大学の学生や小学校の児同保護者向けにも実施し、またヤングケアラーの啓発には、2種の映像教材を活用しました。				A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげます。ヤングケアラー支援についてはマニュアルを作成し、研修内容の充実を図ります。					
	目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)						
	<input type="checkbox"/> 必要				①不要 ②必要 40回						
	<input checked="" type="checkbox"/> 不要				②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため ②が不要に変更(令和4年度変更)						

目標Ⅰ 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」  
(4)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。 いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

重点事業 30

事業の概要	事業名(A)		担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
	いじめ防止対策推進事業			指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更			
目標(E)		計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①いじめの解消率	①小学校 93.5% 中学校 90.2%	①小学校 100% 中学校 100%	①小学校 82.2% 中学校 96.8% 【100%】	①小学校 81.5% 中学校 78.1% 【100%】	①小学校80.0% 中学校90.9% 【100%】	①小学校80.0% 中学校90.9% 【100%】 (80%)	①小学校77.5% 中学校63.3% 【100%】 (70%)		
②いじめ防止のための教員研修の実施	②職層に応じ年3回実施	②職層に応じ年3回実施	②職層に応じ年3回実施 【年3回】(100%)	②職層に応じ年3回実施 【年3回】(100%)	②職層に応じ年3回実施 【年3回】(100%)	②職層に応じ年3回実施 【年3回】(100%)	②職層に応じ年4回実施 【年3回】(133%)		
目標値の性質(Z)			①②とも数値維持継続型						
目標管理	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
	心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催をした。 学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催をした。 教員研修の実施(5回)をした。 臨時休業明けに「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。 ※委員会・調査・研修以外に、コロナ禍での長期休業明けの対応を十分に行うことができたため。			B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。				
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施(3回)をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。			B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。 子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。					

目標管理	事業目標に資する 令和4年度の取組内容(I)	主管 課評 価	令和5年度以降の取組の方向性(K)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。</li> <li>学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。</li> <li>・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。</li> <li>・教員研修の実施(3回)をした。</li> <li>・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。</li> </ul>	B	<p>学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。</p> <p>令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データを活用し、子どもスキップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。</p>
	事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)	主管 課評 価	令和6年度以降の取組の方向性(K)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。</li> <li>学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。</li> <li>・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。</li> <li>・教員研修の実施(3回)をした。</li> <li>・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をした。</li> </ul>	B	<p>学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。</p> <p>令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成した掲示用いじめ防止対策表を活用し、子どもスキップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。</p>
事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)	主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施しました。</li> <li>・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をしました。</li> <li>・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をしました。</li> <li>・教員研修の実施(4回)をしました。</li> <li>・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)をしました。</li> </ul>	B	<p>令和6年度に策定した「いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策」を基に研修を実施します。また、いじめに関する授業の充実やアサーショントレーニングを取り入れた児童生徒の良好な関係づくり等を行うなど、いじめの未然防止に重点を置いた取組を推進します。</p>	
目標値見直しの要否(L)	見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)	
<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要			

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

②相談・救済体制の整備

目標	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

**重点事業 38**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)					
		「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。				
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①設置	①設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】	①設置に向け検討	①設置に向け検討	①設置に向け検討 【令和5年度中に開設】	令和5年度中の開設	①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発。	
	②相談件数	②設置に向けて検討中	②— 【②50件】	②—	②—	②—	②—	39件 【50件】 (78%)	
	目標値の性質(Z)		①—	②数値上昇型					
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
	「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。			B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。				
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
	「子どもの権利委員会」を全4回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター(仮称)」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。			B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。				
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)				
「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。			A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法等を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。					
事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)			主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)					
関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。			A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。					
事業目標に資する令和6年度の取組内容(I)			主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)					
子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持ってもらうため、小・中学生の意見を聞きながら、「ふくろう相談室」という愛称を決定しました。			A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談対応に応じるとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげるため、アウトリーチなどにも力を入れていきます。					
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)					
<input checked="" type="checkbox"/> ①必要 <input checked="" type="checkbox"/> ②不要				①必要 ②不要 ①令和5年度中に開設 ①区の財政等や検討状況を踏まえ、開設年度を見直す。					

**目標 I 「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」**  
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

②相談・救済体制の整備

目標	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

**重点事業 39**

事業の概要	事業名(A)		担当課(B)		事業目標(C)		事業内容(D)				
		子どもの権利擁護委員相談事業		子ども若者課		子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。		子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)		年度別実績及び達成度(H)						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	権利侵害に関わる活動件数	5件	20件【10件】		15件【7件】(75%)	12件【13件】(60%)	55件【20件】(275%)	28件【25件】(140%)	39件【30件】(195%)		
	目標値の性質(Z)		—								
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)				主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)					
	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。				B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。また、権利擁護センター(仮称)の設置検討においては、センター設置後の出張相談の在り方についてもあわせて検討していく。					
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)				主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)					
	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。				B	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて、周知の方法等検討していく。					
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)				主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)					
	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。				A	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。					
事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)				主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)						
令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。				A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。						
事業目標に資する令和6年度の取組内容(I)				主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)						
相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中学生センタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。				A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアウトリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めていきます。						
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)							
<input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		20件		中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。							

## 目標Ⅱ 「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」

(1) 子どもや家庭への医療・健康促進

### ①妊娠期からの切れ目ない支援

目標	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。
内容	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。

### 重点事業 46

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)					
		ゆりかご・としま事業	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接(妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談)」と「おめでとう面接(初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談)」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。				
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①ゆりかご面接実施率	①58.8%	①68% 【70.0%】	①84.8% 【—】 (125%)	①67% 【68%】 (99.0%)	健康推進課 ①68.8% 【68%】 (101.2%)	健康推進課 ①89.7% 【68%】 (131.9%)	健康推進課 ①89.5% 【90%】 (99.4%)	
	②おめでとう面接実施率	②72.6%	②74% 【80.0%】	②66.9% 【73%】 (90.4%)	②74.9% 【71%】 (101%)	子育て支援課 ②69.8% 【75%】 (94.3%)	子育て支援課 ②67.5% 【74%】 (91.2%)	子育て支援課 ②60.1% 【80%】 (81.2%)	
	目標値の性質(Z)		①②とも数値上昇型						
	事業目標に資する 令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
	妊婦の「ゆりかご面接」、と産後の「おめでとう面接」を実施。「ゆりかご面接」においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ゆりかご応援グッズにタクシー移動に利用できる金券1万円分を追加配付した。「おめでとう面接」面接においては、コロナ禍への対応として、電話での受付を可能とし、対応期間も概ね1歳3か月までに延長した。			B	「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図ります。				
	事業目標に資する 令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
	健康推進課 ①「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付した。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、電話での受付や対応期間の概ね1歳3か月までの延長を継続し、面接率の向上を図った。			B	健康推進課 ①「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」を継続して実施し、切れ目のない支援の充実を図る。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実にいきます。				
	事業目標に資する 令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)				
健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育てへの見とおしができるように情報提供をおこないました。面接後にゆりかご応援グッズを配付しました。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、令和3年度に引き続き、電話での受付や対応期間の概ね1歳3か月までの延長を継続した。(令和4年度で対応終了)			A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実に行う。					

目標管理	事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)		主管 課評 価	令和6年度以降の取組の方向性(K)
	<p>健康推進課</p> <p>①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援グッズと出産応援ギフト(電子クーポン)を配付しました。</p> <p>子育て支援課</p> <p>②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を実施しました。</p>		A	<p>健康推進課</p> <p>①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。</p> <p>子育て支援課</p> <p>②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行います。</p>
	事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)		主管 課評 価	令和7年度以降の取組の方向性(K)
	<p>健康推進課</p> <p>①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育ての見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援ギフト(電子クーポン)を配付しました。</p> <p>子育て支援課</p> <p>②「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行いました。</p>		B	<p>健康推進課</p> <p>①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。</p> <p>子育て支援課</p> <p>②令和6年度をもって事業終了しました。</p>
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)	見直した理由(N)	
<input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		<p>①68%→90%へ変更</p> <p>②74%</p>	<p>①令和5年3月より、出産・子育て応援事業を開始し、ゆりかご面接(相談支援)とともに経済的支援を開始したため修正しました。</p> <p>②見直し不要</p>	

## 目標Ⅱ 「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」

(1) 子どもや家庭への医療・健康促進

### ②子どもの健康確保のための取組

目標	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。
内容	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。

### 重点事業 57

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)					
		乳幼児健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的健康診査を実施しています。				
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)					
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	①乳児(3～4か月児)健診受診率	①93.5%	①— 【①97.0%】	①87.5% 【95%】 (90.2%)	①91.9% 【95%】 (94.7%)	①94.3% 【95%】 (97.2%)	①96.7% 【95%】 (99.7%)	①94.1% 【97%】 (97.0%)	
	②3歳児健診受診率	②92.2%	②95.0% 【②93.0%】	②94.3% 【95%】 (99.3%)	②91.7% 【95%】 (96.5%)	②97.4% 【95%】 (102.5%)	②92.9% 【95%】 (97.8%)	②93.5% 【95%】 (98.4%)	
	目標値の性質(Z)		①数値上昇型 ②数値維持継続型						
	事業目標に資する 令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)				
	新型コロナウイルス感染症対策のため保健所での集団健診を中止・延期したことに伴い、3～4か月児健診については区内契約医療機関での個別健診を5月から9月まで実施、3歳児健診については6月7月の集団健診の回数を追加した。			B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。				
	事業目標に資する 令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)				
	3～4か月児健診を48回、3歳児健診を36回、集団健診で実施した。			B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。				
	事業目標に資する 令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)				
新型コロナウイルス感染症の影響下でできる限り感染対策をしながらコロナ前と同様のスケジュールに戻して保健所での集団健診を実施した。			B	新型コロナウイルス感染症対策を解除し子どもの成長に合わせて適切な時期に健診を受診してもらうよう保護者に周知する。未来所の保護者にも勧奨通知を出す。					
事業目標に資する 令和5年度の取組内容(I)			主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)					
3～4か月児健診を年間48回、3歳児健診を年間36回、集団健診で実施しました。			B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。					
事業目標に資する 令和6年度の取組内容(I)			主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)					
3～4か月児健診を年間48回、3歳児健診を年間36回、集団健診で実施しました。			B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。					
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)					
<input type="checkbox"/> 必要									
<input checked="" type="checkbox"/> 不要									

**目標Ⅱ 「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」**  
 (2)子育て家庭への支援

①子育て支援サービスの充実

目標	子育て家庭への支援を推進します。
内容	個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。

**重点事業 68**

事業の概要	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)				
		東部・西部子ども家庭支援センター事業	子ども家庭支援センター	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。			
目標管理	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F)	目標値(令和6年度)(G)	年度別実績及び達成度(H)				
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①センター来館者	①41,456人	①45,000人	①23,992人【36,000人】(53.3%)	①25,294人【38,000人】(56.2%)	①26,536人【38,000人】(59.0%)	①26,864人【38,000人】(59.7%)	①24,019人【45,000人】(53.4%)
	②センター新規登録世帯数	②1,630世帯	②2,000世帯	②771世帯【1,700世帯】(38.6%)	②1,126世帯【1,800世帯】(56.3%)	②1,189世帯【1,800世帯】(59.5%)	②1,468世帯【1,300世帯】(73.4%)	②1,228世帯【2,000世帯】(61.4%)
	目標値の性質	①②とも数値上昇型						
	事業目標に資する令和2年度の取組内容(I)			主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性(K)			
	コロナ禍で低い達成率にとどまったものの、開館の日程、利用可能な事業について、随時ホームページやSNSで発信した。コロナ禍での感染防止対策、密を避けた定員設定も併せて周知し、安心して利用できるようにした。			B	引き続きセンター事業の周知を推進し、利用につなげる。			
	事業目標に資する令和3年度の取組内容(I)			主管課評価	令和4年度以降の取組の方向性(K)			
	東西支援センター20周年を迎え、イベントを開催した。来館・利用者の増加につながった。			B	オンラインでの講座開催やフットワークバスの周知等をすすめ、引き続きセンターの利用につなげる。			
	事業目標に資する令和4年度の取組内容(I)			主管課評価	令和5年度以降の取組の方向性(K)			
講座の人数をコロナ禍前に近づけ、利用しやすい事業を実施。SNSを活用し、利用者への子育て情報を随時発信した。			A	親子遊び広場をコロナ禍以前の状態に戻し、1日を通して安心して利用してもらう。引き続きフットワークバスの周知等をすすめ、センターの利用につなげる。				
事業目標に資する令和5年度の取組内容(I)			主管課評価	令和6年度以降の取組の方向性(K)				
施設の開設状況をコロナ禍前に戻した。子育てに関する講座予約にオンラインを導入し利用しやすい状況になった。			A	講座予約のオンライン化の推進に加え利用者登録でもデジタル化をすすめることで利用しやすい施設を目指す。				
事業目標に資する令和6年度の取組内容(I)			主管課評価	令和7年度以降の取組の方向性(K)				
子育て講座の取り組みを希望に合わせて実施しました。講座や講座保育で施設を利用するため来館者数は減少しました。			C	今後も希望に合わせたプログラムを展開し安心して子育てできる環境を支援していきます。				
目標値見直しの要否(L)		見直し後の目標値(M)		見直した理由(N)				
<input type="checkbox"/> 必要								
<input checked="" type="checkbox"/> 不要								